




所長	支所長	次長	医務課長
			

令和5年5月25日

川越少年刑務所長 日笠和彦 殿

法務事務官看守長 松村将秀 

### 聴取結果報告書

本職は、令和5年4月17日付けで、川越少年刑務所管下さいたま拘置支所（以下「当支所」という。）統括矯正処遇官（第一担当）を命ぜられている者であります。令和2年1月9日、当支所に収容されていた （令和3年7月24日に死亡、以下「亡 」という。）に対して本件支所非常勤外科医師屋成信行（以下「医師A」という。）が行った診察（以下「本件診察」という。）に関し、医師Aから診察内容及び診療録への記載状況等を聴取したので、その結果を下記のとおり報告します。

### 記

1 聴取日時

令和5年5月25日（木）





2 聴取場所

当支所医務課診療所事務室

3 聴取者

本職

4 聴取結果

- 医師Aは、当支所で非常勤外科医として週3時間勤務しており、当支所の被収容者の外科全般を診察している。
- 令和2年1月7日、当支所医務課長から、亡  に陰嚢水腫の疑いがあるため、診察の依頼を受けたので、亡  の診療録を確認し、同月9日、亡  の陰嚢の診察を行った（本件診察）。
- 本件診察において、一見して亡  の右陰嚢が、左陰嚢と比べて大きく腫



のである。

また、「細胞診（一般）検査【報告書】」の記載も同様の誤記載である。

- (9) 令和2年1月7日の医務課長による診療録の記載のとおり、緊急性があれば、外部医療機関において診察を受けることが可能であること、精巣腫瘍等の鑑別には、超音波検査及びCT検査が必要な検査であることは承知していたところ、本件診察において精巣腫瘍を疑うに至ったものの、当支所には、これら検査を行う設備がないことから、実施可能である陰嚢水の細胞診を行い、その結果、悪性細胞が存在していれば、直ちに亡●●●を外部医療機関の受診又は東日本成人矯正医療センターなどの手術等治療可能な医療機関へ移送する手続きが速やかに行われるであろうと考えた。

